

○浜田市建築基準法施行細則に基づく建築行政事務処理要領

平成17年10月1日訓令第34号

改正 平成27年12月10日訓令第5号

平成30年3月16日訓令第1号

平成30年11月30日訓令第7号

令和元年6月25日訓令第1号

令和4年9月30日訓令第3号

(趣旨)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）関係の事務の取扱いは、関係法令等に定めるもののほか、この訓令による。

(確認申請書等の取扱い)

第2条 確認申請書又は計画通知書（以下「確認申請書等」という。）の審査に際し、法令に適合しないと認められるとき、又は適合するかどうかを決定することができないときは、適合しない箇所、不明な点及び訂正箇所を明示して、法第6条第7項の規定による適合しない旨の通知書又は適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を当該申請者に送付しなければならない。この場合において、確認申請書等に通知書の原議を添付しておくこと。

2 確認申請書等の確認については、次に掲げることについて注意しなければならない。

(1) 確認申請書等に次に掲げる重要な適合しない箇所及び訂正箇所のあるときは、原則として適合しない旨の通知書で処理すること。

ア 法令等に定める許可を必要とするもので、許可のないもの又は許可の見込みのないもの

イ 法第39条及び法第40条に基づく条例により建築物を建築することができないもの

ウ 法第43条、法第44条及び法第45条の規定による敷地及び建築物と道路との関係に適合しないもの

エ 法第52条に規定する容積率及び法第53条に規定する建蔽率が超過しているもの

オ 法第21条、法第27条、法第35条の3及び法第61条の規定により主要構造部の構造及び耐火建築物、準耐火建築物、不燃建築物の構造としなければならない建築物の構造が不適のもの

カ 法第21条、法第55条、法第56条及び法第56条の2の規定に基づく建

建築物の高さ及び建築物の各部分の高さの規定に適合せず主要構造部に変更を生ずるもの

キ その他法令等に定める建築物の位置、用途、構造、規模、設備等で重要な部分が適合しないもの

- (2) 受付後不適箇所の軽微な訂正を要するものについては、原則として適合するかどうかを決定することができない旨の通知書によりその旨を通知し、期限（おおむね5日程度）を定めて訂正を促すこと。
- (3) 増築のときは、既存部分の構造、用途、防火区画及び避難設備等を図示したものを添付すること。
- (4) 制限緩和に係る不適合既存建築物は、浜田市建築基準法施行細則（平成17年浜田市規則第187号）第15条の不適合既存建築物届2部のうち、1部は確認申請書に添付し、1部は建築住宅課にて保管し、地区別に整理しておくこと。
- (5) 建築士事務所の照合は、県外のものについては証明書を添付させ、県内のものについては備付名簿によりその登録を確認すること。ただし、建築行政共用データベースシステム等により確認できる場合は、この限りでない。
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第5項の都市施設の区域における建築物については、都市計画法第53条第1項の規定に基づく建築許可申請書の写しを添付させること。
- (7) 災害危険区域内における建築物（工作物を含む。）については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条の規定に基づき、許可申請書の写しを添付させること。
- (8) 都市計画法第29条に規定する区域内に該当する建築物には、開発許可等に関する書類の添付の有無を確かめること。

（平27訓令5・平30訓令1・平30訓令7・令元訓令1・一部改正）

（仮設建築物の許可の取扱い）

第3条 法第85条第6項の規定による仮設建築物の許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、不備又は欠陥があるときは、当該申請者にこれを補正させ、現地調査を行い、支障がないと認めるときは、市長が許可するものとする。この場合において、仮設建築物として取り扱えるのは、原則として仮設興行場、博覧会建築物及び仮設店舗とし、これ以外のものを仮設建築物として取り扱うときは、県と十分協議するものとする。

（平27訓令5・令4訓令3・一部改正）

(道路位置指定申請の取扱い)

第4条 道路位置指定申請書(以下「申請書」という。)が提出されたときは、現地調査及び内容審査並びに必要な応じた県との協議をし、適合すると認めるときは、道路位置指定工事着工承認書(様式第1号)により申請者に着工してよい旨を通知すること。

2 申請書提出時に島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)第4条による崖地の擁壁設置及び排水溝等を指導し、明示させること。

3 宅地造成については、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の基準に準じて、土砂の流出防止、擁壁及び排水溝の構造を指導して災害防止に努めること。

4 申請書のとおり工事が完了した場合、申請者より道路位置指定工事完了届(様式第2号)を提出させ、完了検査を行うこと。

(平30訓令7・一部改正)

(申請書等の提出部数)

第5条 浜田市建築基準法施行細則で規定されていない申請書、届書の提出部数は次のとおりとする。

(1) 建築物等工事取りやめ届 1部

(2) 不適合既存建築物届 2部

(3) 取下届 1部

(平30訓令1・一部改正)

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成27年12月10日訓令第5号)

この訓令は、平成27年12月10日から施行する。

附 則(平成30年3月16日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月30日訓令第7号)

この訓令は、平成30年11月30日から施行する。

附 則(令和元年6月25日訓令第1号)

この訓令は、令和元年6月25日から施行する。

附 則(令和4年9月30日訓令第3号)

この訓令は、令和4年9月30日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

道路位置指定工事着工承認書

年 月 日

様

浜田市長



建築基準法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定の申請をされたことについて工事の着工を承認したので通知します。

1	申請者 住所氏名			
2	道路の位置 地名地番			
3	道路の幅員 及び延長	ア 道路番号	イ 幅員	ウ 延長
			m	m
			m	m
			m	m
			m	m
4	交付年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
5	備考			

様式第2号(第4条関係)

道路位置指定工事完了届

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住 所

氏 名

建築基準法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定の申請による工事が完了したので届け出ます。

1	申請者 住所氏名			
2	道路の位置 地名地番			
3	道路の幅員 及び延長	ア 道路番号	イ 幅 員	ウ 延 長
			m	m
			m	m
			m	m
			m	m
4	標示杭埋設 及び工事 完了年月日	年 月 日		
※ 受付欄	※ 処 理 欄			

注 ※印欄は、記入しないでください。